

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 7 日（木）、第 4 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）
消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（柚木道義君外 7 名提出、衆法第 7 号）
 - ・若宮国務大臣（消費者及び食品安全担当）、津島法務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
 - （参考人）日本銀行理事 内田真一君
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
 - （質疑者）稲田朋美君（自民）、平沼正二郎君（自民）、吉田久美子君（公明）、井坂信彦君（立民）、柚木道義君（立民）、階猛君（立民）、青山大人君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

消費者契約法の改正内容

- ア 消費者契約に関する検討会（以下「検討会」という。）での議論の状況、平成 30 年の消費者契約法改正時の附帯決議及び検討会の報告書と本法律案の関係
- イ 本法律案の消費者契約法改正部分の概要
- ウ 本法律案に盛り込まれた若年成人に対する消費者被害防止策
- エ 改正後の消費者契約法第 4 条第 3 項第 4 号における取消権について、検討会で示された方向性との関係及び既存の困惑類型の取消権との違い
- オ 本法律案に判断力の低下に着目した取消権を規定しなかった理由
- カ 本法律案に包括的な取消権を規定しなかった理由
- キ 本法律案に解除権の行使を制限する条項を不当条項として規定しなかった理由及び解除権の行使が困難な消費者を保護するための方策

平沼正二郎君（自民）

（1） 消費者裁判手続特例法の改正内容

- ア 消費者団体訴訟制度を活用した被害回復裁判のこれまでの件数
- イ 被害回復裁判の件数が 4 件にとどまっている現状の理由及び現状を踏まえた対策
- ウ 特定適格消費者団体の設置状況
- エ 特定適格消費者団体の数が十分でないとの指摘に対する政府の見解及び同団体の数を増やすための施策

（2） 消費者契約法の改正内容

- ア 消費者の解除権の行使に必要な事業者の情報提供が努力義務にとどまった理由
- イ 本法律案に盛り込まれたサルベージ条項への対応策

吉田久美子君（公明）

（1） 消費者契約法の改正内容

- ア 検討会の報告書で示されていた判断力に着目した取消権を規定せず事業者側の締約時の情報提供の努力義務として規定した経緯

イ 判断力の低下した消費者を保護する仕組みの必要性及び要件が限定的でない取消権の規定を検討していくべきとの指摘に対する若宮国務大臣の見解

ウ 平均的な損害の額の立証責任について消費者の負担軽減が課題であるとの指摘に対する政府の見解

エ サルベージ条項について、重過失と軽過失の違いの意味するものを消費者に周知する方策

(2) 消費者裁判手続特例法の改正内容

ア 消費者が得られる消費者団体訴訟制度に関する情報の範囲

イ 消費者団体訴訟制度を周知するための広報活動の状況

ウ 消費者への情報提供方法の見直しについて、特定適格消費者団体が指示した場合に事業者等に対して消費者への個別通知を義務付ける内容であること及びその費用が事業者側の負担であることの確認

井坂信彦君（立民）

(1) 消費者契約法の取消権

ア 検討会の報告書で示されていた取消権が本法律案に盛り込まれなかった法制上の限界の具体的内容

イ 消費者の心理状態に着目した取消権が本法律案に盛り込まれなかった理由

ウ 判断力の低下に着目した取消権が本法律案に盛り込まれなかった理由

エ 法制上の限界を超えるために必要となる抜本的な検討の内容についての若宮国務大臣の見解

オ 取消権の在り方を見直すための議論を行う必要性についての若宮国務大臣の見解

カ 消費者庁の主導で抜本的な検討を開始すべきとの意見に対する若宮国務大臣の見解

キ 従来の退去妨害の取消権との関係

a 勧誘を受けて山奥に連れていかれ、帰りにくいような状況に追い込まれた場合に、従来どおり取消しが可能であるかの確認

b 脅迫により家に帰って家族に相談することが困難となり、退去が妨害された場合に、従来どおり取消しが可能であるかの確認

ク 内閣府令に定められる相談の手段の具体的な内容について、特定の相談方法を排除する意図が無いこと及び新たな相談方法が生じたときは逐次内閣府令に追加されることの確認

ケ 契約が、原状回復のできない目的物の変更に当たり、なおかつ契約前の義務の履行にも当たる場合には、従来の取消権も行使できることの確認

コ 本法律案の規定により、従来認められていた取消権の対象、状況又は範囲が限定される可能性についての若宮国務大臣の見解

(2) 消費者裁判手続特例法の改正内容

ア 消費者団体訴訟制度に関する情報提供の仕組み（ポータルサイト等）を設ける必要性

イ 消費者団体訴訟制度のIT化及びそのための予算措置の必要性に対する若宮国務大臣の見解

柚木道義君（立民）

アダルトビデオ（AV）出演強要問題

ア 所管省庁ができることによる効果

イ 所管省庁が明確になることによって対策の実効性が高まることの確認

ウ 岸田内閣総理大臣が答弁（3月28日参議院決算委員会）した対応方針とその運用についての具体的内容及びスケジュール

エ 消費者契約法の取消権による対応の可能性

オ 民法の特例法の過去の制定例及び本問題において民法の特例法を制定することに対する法務省の

見解

- カ 法的な手当ての必要性
- キ こども家庭庁設置後の同庁による対策
- ク 検討会の報告書で示されたとおりの取消権が本法律案に盛り込まれなかった理由
- ケ 消費者契約法に罰則を導入する必要性
- コ 検討会で議論された判断力に着目した取消権による対応の可否及びその対応を検討する必要性
- サ 改正後の消費者契約法第4条第3項第4号における相談手段にLINEなども含める必要性
- シ 今後の消費者契約法の改正において困惑類型の脱法防止規定を設ける必要性

階猛君（立民）

(1) 消費者契約法の改正内容

- ア 改正後の第4条第3項第4号について、いわゆるぼったくりバーの被害に対する適用の有無
- イ 事業者の損害賠償の限度額を定める条項に関して算定根拠の説明義務を設ける必要性

(2) 生命保険会社による企業年金の予定利率の引下げ

- ア 日本生命及び第一生命による企業年金の予定利率の引下げによって生じる顧客の運用収益の減少額
- イ 企業年金の予定利率の引下げの届出を金融庁が受理した理由
- ウ 日本銀行の金融緩和政策によって年金契約者の老後の生活が脅かされているとの指摘に対する日本銀行の見解

青山大人君（立民）

消費者契約法の改正内容

- ア 現行の第4条第3項第3号から第6号について実際の消費生活相談の現場において活用された件数及び消費者被害の防止・救済の観点からの評価
- イ これまでとは別の考え方によって法改正を行う必要性
- ウ 改正後の第3条第1項第4号
 - a 解除権の行使に関して必要な情報の内容
 - b オンライン契約などの具体的事例における有効性
- エ 改正後の第4条第3項第4号
 - a 連絡手段を内閣府令で定める理由
 - b 認められない連絡手段
 - c 連絡手段を内閣府令で限定する点を見直す必要性
- オ 改正後の第12条の3第1項
 - a 事業者の公表方法を内閣府令で限定しない理由
 - b 遠隔地の本店のみにおいて紙で貼り出すケースが事業者の公表方法として認められるかの確認
 - c 遠隔地の本店において紙で貼り出すとともに、インターネットにおける掲載が併せて必要とされるかの確認
 - d 事業者の公表方法を内閣府令で定める必要性
- カ 改正後の第12条の4第2項について営業秘密を除く範囲で説明要請に応じなければならないことの確認
- キ 改正後の第9条第2項の違約金等の説明内容について算定根拠の「概要」とした趣旨及び「概要」の具体的内容